



平成27年5月1日から施行されます!!

『改正会社法』

第186回国会において成立した「会社法の一部を改正する法律」(以下「改正会社法」という。)が施行されます。
改正会社法は、コーポレート・ガバナンスの強化及び親子会社に関する規律の整備等を図ることを目的とするものです。この改正により、日本企業に対する内外の投資家からの信頼が高まることとなり、日本企業に対する投資が促進され、ひいては、日本経済の成長に大きく寄与するものと期待されています。
社外取締役の機能をより積極的に活用することによって、取締役会の業務執行者に対する監督機能を強化するための改正です。

コーポレート・ガバナンスの強化に関する改正

1. 監査等委員会設置会社制度の創設
2. 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明
3. 社外取締役の要件の厳格化

親子会社に関する規律の整備のための改正

1. 多重代表訴訟制度の創設
2. 組織再編の差止請求制度の拡充
3. 詐害的会社分割によって害される債権者の保護規定の新設 (※詳細は、別添リーフレットにて)

□法務省民事局参事官室 ホームページ <http://www.moj.go.jp/>
【お問い合わせ】 東京法務局総務部庶務課庶務係 03-5213-1241

労働保険事務組合からのお知らせ!!

1 平成27年度の労災保険率の改定等について

厚生労働大臣は、労働政策審議会に諮問していた「労働保険の保険料徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」を「妥当」とする答申をしました。

厚生労働省は、答申を踏まえ、平成27年4月1日の施行を目指し、省令改正作業を進めております。

2 「算定基礎賃金等報告書」の提出について

今年も年度更新手続き時期が近づいてまいりました。事業主の皆様におかれましては、「算定基礎賃金等報告書」の作成、ご提出期限につきまして厳守くださいますようご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※今年度は、メール便ではなく郵送とさせていただきます。

発送予定日：平成27年4月3日(金)

提出期限日：平成27年5月1日(金)

3 「雇用保険被保険者数」通知ハガキについて

雇用保険の適用事業所の事業主の皆様へ、厚生労働省から雇用保険の被保険者数(平成26年11月28日現在)をお知らせする通知ハガキが、3月初旬から順次発送されております。本状がお手元に届いておりましたら、内容をご確認下さい。届出もれ等がございましたら、世工振担当：甲田までご連絡下さい。(TEL 03-3421-2863)

4 いよいよマイナンバー制度がスタートします!



中小企業者の皆様へ！ 補助対象を拡充！ 平成27年度「環境認証等活用促進補助金」の募集を開始します。

区内の中小企業者が継続的な業務改善に取り組むために、ISO14001などの各種マネジメントシステムを取得または更新する場合の経費の一部を補助します。

申請受付期間：平成27年4月15日(水)～平成27年6月15日(月)

補助対象事業名	対象経費	補助率	補助限度額
(1) ISO規格(9001・14001・27001)認証取得	①コンサルタント委託経費②審査経費③内部監査員、社員研修経費④認証・登録料	1/2以内	65万円
(2) エコアクション21認証取得	①コンサルタント委託経費②審査経費③認証・登録料		20万円
(3) エコステージ認証取得	①コンサルタント委託経費②社員研修経費(訪問調査・研修費・小冊子購入費)③認証・登録料		30万円
(4) プライバシーマーク認定取得	①コンサルタント委託経費②審査経費③認証・登録料		20万円
(5) ISO規格(9001・14001・27001)更新登録 ※定期サーベランスに関わる経費は対象となりません。	①審査経費②内部監査員、社員研修経費③更新・登録料	1/3以内	20万円

補助対象者

世田谷区内で事業を営む法人格を有する中小企業者であって、次の1から3の全ての要件を満たすもの。

- 1 大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- 2 平成27年4月1日現在、世田谷区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 3 同一内容で過去に本補助金、又は他の公的助成を受けていないこと。

【お問い合わせ】 公益財団法人 世田谷区産業振興公社 TEL 03-3411-6715

※詳細は、別添募集要項または下記の(公財)世田谷区産業振興公社のホームページをご覧ください。

<http://www.setagaya-icl.or.jp/89.html>



お知らせコーナー

注目『3Dプリンター入門講座』で実体験!!

2月21日(土)・28日(土)の両日、IID 世田谷ものづくり学校において開催されました。

初日はセミナー・実機体験で、教室においてコーヒーを楽しみながら「ケイズデザインラボ」代表・原 雄司氏による3Dプリンターの事業活用への有用性、具体事例等についてのトークセミナーで3Dプリンターの「はじめの一歩」を学びました。

そのあと機器見学・体験会と続き、3Dプリンター、3Dモデラー、3Dスキャナーに触れ、素材や使用方法について質疑応答が行われました。

2日目は、機器操作の基礎レクチャーが行われ、さらに3Dデータ作成ソフトを使った簡単な3D設計講座において、マグカップや指輪、ボタンなどを題材にした造形物作成の実体験に挑戦しました。参加者は、明らかに初日と違う、自信めいた表情を浮かべながら会場を後にしました。



…フォーラムSKK '89…! 25周年記念事業 “日帰バス旅行は無事に”



3月14日(土)、フォーラムメンバー総勢15名は25年の歴史をかみしめながら乗車。東京タワー展望台から遠くを見やる日は、フォーラム設立時に想いを馳せてるやに映りました。

東京さぬき倶楽部会館「花樹海」において夕食後、六本木『香和』でショーを堪能し、午後9時半、全員無事に三軒茶屋に帰還できました。誠に喜ばしい限り。お疲れ様でした。



ものづくり事業所及び砧浄水場見学で 世田谷の魅力を再発見!!

3月18日(水)午後1時、田園都市線「用賀駅」に集合した参加者は、国内に2社しかない義肢装具総合メーカー(株)小原工業、銘板などのネームプレートを中心に、様々な成形加工、プレス加工を行う(株)サンネーム、そして、築造約70年の歴史を持つ砧浄水場を見学しました。

世田谷のものづくり技術水準の高さを目の辺りにし、満足の体で帰路につきました。



出前講座「浮沈子」を作ろう! 笑顔満面!!

3月4日(水)、区立砧南小学校において、新BOPの2年~4年生を対象とした「たのしい子ども工作実験教室」が開催され、20名の児童が参加しました。

「歳前理科教室ふしぎ不思議(くらりか)」の5名の先生方により「浮沈子」の実験がスタート、初体験とはいえ子どもたちの理解力、適応力は目を見張るものがあり、なにより得意満面の表情が印象的でした。理科離れの風潮を覆さんと汗だくだくのご指導をいただいた「くらりか」の先生方、まことにありがとうございました。



<中小企業庁>

予算措置で事業者を応援!



— 中小企業・小規模事業者対策のポイント —

- **ものづくり・商業・サービス革新を支援**
事業革新に取り組む費用、又はものづくり技術を活用した研究開発費用や革新的なサービス開発費用の2/3を補助します。
- **省エネ設備の導入を支援**
最新モデルの省エネ機器・設備費用及び省エネに資する設備費用の1/2を補助します。
- **頑張る商店街を支援します。**(詳細は別添チラシにて。)

※詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業庁が委託して運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」の施策マップをご覧ください。

【お問い合わせ先】

資源エネルギー庁省エネルギー対策課：03-3501-9726

東京都中小企業職業訓練助成金のご案内!

東京都では、社員教育・人材育成に取り組む中小企業または共同団体に対し、助成金を支給します。

□助成対象となる訓練

中小企業		共同団体
自ら企画し実施	教育機関に派遣	自ら企画し実施
6時間以上12時間未満 (受講者が4人以下の場合は6時間以上20時間未満)	6時間以上20時間未満	6時間以上

□支給額

一人1時間あたり一律430円

□支給の制限

- 一企業(団体)あたり、年間100万円まで。
- 受講者一人あたり年間100時間まで。

※詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ。

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/index.html>

東京都産業労働局 雇用就業部 能力開発課



改正次世代法 施行直前!!

次世代育成支援対策推進法において、従業員101人以上の企業は、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局に届け出ることが義務とされています。

平成26年に次世代法が改正され、**本年4月1日**より施行されます。また、法律の有効期限が**平成37年3月31日**まで延長されました。

行動計画策定届の特別受付窓口が設置されます。

【お問い合わせ】

東京労働局雇用均等室
TEL 03-6893-1100

春が来た
次の冬まで
夏秋か
なげやりで
紳士然

川柳コーナー